

# ○木曾広域連合組織規則

〔平成11年4月1日〕  
規則第3号

|    |             |        |             |        |
|----|-------------|--------|-------------|--------|
| 改正 | 平成13年3月5日   | 規則第1号  | 平成21年8月28日  | 規則第7号  |
|    | 平成14年4月1日   | 規則第4号  | 平成24年3月1日   | 規則第3号  |
|    | 平成15年3月5日   | 規則第2号  | 平成25年6月28日  | 規則第17号 |
|    | 平成15年11月27日 | 規則第8号  | 平成25年11月27日 | 規則第18号 |
|    | 平成17年4月1日   | 規則第3号  | 平成26年3月31日  | 規則第1号  |
|    | 平成17年10月21日 | 規則第16号 | 平成27年4月1日   | 規則第8号  |
|    | 平成18年3月27日  | 規則第3号  | 平成28年3月1日   | 規則第9号  |
|    | 平成19年3月20日  | 規則第6号  | 平成28年4月1日   | 規則第13号 |
|    | 平成19年12月27日 | 規則第16号 |             |        |
|    | 平成21年2月24日  | 規則第1号  |             |        |

## 第1章 総則

### (趣旨)

第1条 この規則は、他に特別の定めがあるものを除き、木曾広域連合（以下「広域連合」という。）の組織、職制、事務分掌及び職責権限等について必要な事項を定めるものとする。

## 第2章 内部部課

### (課の設置)

第2条 課の設置は、木曾広域連合事務局設置条例（平成11年木曾広域連合条例第5号）の定めるところによる。

### (係の設置及び事務分掌)

第3条 課に係を置き、各係の事務分掌は次のとおりとする。

#### (1) 総務課

##### ア 庶務係

- ① 条例、規則等の制定及び改廃に関すること。
- ② 公印の管守に関すること。
- ③ 文書等の收受、発送、整理及び保存に関すること。
- ④ 公告式に関すること。
- ⑤ 儀式及び表彰に関すること。
- ⑥ 議会の招集及び議案に関すること。
- ⑦ 他課の主管に属しない渉外事務に関すること。
- ⑧ 庁舎の取り締まり、清掃、管理及び営繕に関すること。
- ⑨ 物品の購入等用度に関すること。
- ⑩ 職員の任免、分限及び懲戒に関すること。
- ⑪ 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関すること。

- ⑫ 職員の服務及び規律に関すること。
- ⑬ 職員の研修に関すること。
- ⑭ 職員の福利厚生に関すること。
- ⑮ 職員の健康管理に関すること。
- ⑯ 職員の共済及び公務災害に関すること。
- ⑰ 職員団体に関すること。
- ⑱ 臨時職員の雇用に関すること。
- ⑲ 行政事務の考査及び相談に関すること。
- ⑳ 車両の安全運転管理に関すること。
- ㉑ 物品の検収、貸与及び処分に関すること。
- ㉒ 特別職報酬等審議会に関すること。
- ㉓ 情報公開及び個人情報保護審査会に関すること。
- ㉔ 行政不服審査会に関すること。
- ㉕ 職員の人事評価に関すること。
- ㉖ 他の課、係の主管に属しない事務

#### イ 企画財政係

- ① 重要施策の総合調整に関すること。
- ② 予算の編成及び執行計画に関すること。
- ③ 財政の計画及び財政事情に関すること。
- ④ 地方債に関すること。
- ⑤ 税外収入に関すること。
- ⑥ 財政統計に関すること。
- ⑦ 補助金、交付金及び負担金に関すること。
- ⑧ 公有財産の管理、貸付及び処分に関すること。
- ⑨ 契約その他財務事務に関すること。
- ⑩ 広報に関すること。
- ⑪ 広域計画に関すること。
- ⑫ 事務局、附属施設の情報ネットワークシステムに関すること。
- ⑬ 木曾広域情報センターの管理運営に係る施策調整に関すること。

#### (2) 地域振興課

##### ア 地域振興係

- ① 地域力創造対策事業に関すること。
- ② 景観基本構想の推進に関すること。
- ③ 公共サインの設置及び管理に関すること。
- ④ 広域的な幹線道路網の整備の促進及び連絡調整に関すること。

- ⑤ ふるさと基金に関すること。
- ⑥ 広域的な地域振興関係外郭団体に関すること。
- ⑦ 木曾文化公園の管理運営に係る施策調整に関すること。

イ 交流推進係

- ① 広域的な観光振興に関すること。
- ② 広域観光振興計画の策定と推進に関すること。
- ③ 木曾川上下流交流の推進に関すること。
- ④ 森林整備協定の推進に関すること。

(3) 健康福祉課

ア 福祉係

- ① 老人ホーム措置入所判定委員会に関すること。
- ② 障害支援区分認定審査会に関すること。
- ③ 休日及び夜間の一次救急医療に関すること。
- ④ 木曾寮の管理運営に係る施策調整に関すること。
- ⑤ 広域的な福祉及び保健医療の推進に係る調査研究に関すること。

イ 介護保険係

- ① 介護保険に関すること。

(4) 環境課

ア 環境係

- ① 循環型地域づくりの推進に関すること。
- ② 新ごみ処理施設の建設に関すること。
- ③ 葬斎センターの管理運営に係る連絡調整に関すること。
- ④ 木曾クリーンセンターの管理運営に係る施策調整に関すること。
- ⑤ 環境センターの管理運営に係る施策調整に関すること。
- ⑥ 汚泥集約処理施設の管理運営に係る施策調整に関すること。
- ⑦ 広域的な環境づくりの推進に関する調査研究に関すること。

(5) 建設課

ア 土木係

- ① 公共土木事業の事務に関し町村との協議に関すること。
- ② 公共土木事業の設計、積算等の審査に関すること。
- ③ 会計検査等の受験補助及び災害復旧査定の立会いに関すること。
- ④ 公共土木事業の工事事務に関すること。
- ⑤ 公共工事の入札制度に関すること。

イ 下水道係

- ① 公共下水道事業の事務に関し町村との協議に関すること。
- ② 公共下水道事業の設計、積算等の審査に関すること。

- ③ 会計検査等の受験補助及び災害復旧査定の立会いに関すること。
- ④ 公共下水道事業の工事事務に関すること。

### 第3章 付属施設

(付属施設)

第4条 事務局に属する付属施設は、次のとおりとする。

- (1) 木曾文化公園
- (2) 木曾広域情報センター
- (3) 木曾寮
- (4) 環境センター
- (5) 木曾葬斎センター「緑聖苑」
- (6) 汚泥集約センター
- (7) 木曾クリーンセンター

### 第4章 職制等

(局長)

第5条 事務局に事務局長を置く。

- 2 事務局長は、職員をもって充てる。
- 3 事務局長は、上司の命を受け事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(課長等)

第6条 課に課長を置く。

- 2 第4条に規定する付属施設のうち、木曾文化公園に館長を、木曾広域情報センター、木曾寮、環境センター（木曾葬斎センター「緑聖苑」及び汚泥集約センターを含めて所掌する。第7条において同じ。）、木曾クリーンセンターに所長を置く。
- 3 課長、館長及び所長（以下「課長等」という。）は、職員をもって充てる。
- 4 課長等は、上司の命を受けその属する課又は付属施設（以下「課等」という。）の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(課長補佐等)

第7条 課に課長補佐を置くことができる。

- 2 第4条に規定する付属施設のうち、木曾文化公園に次長を、木曾広域情報センター、木曾寮、環境センター、木曾クリーンセンターに副所長を置くことができる。
- 3 課長補佐、次長及び副所長（以下「課長補佐等」という。）は、職員をもって充てる。
- 4 課長補佐等は、上司の命を受け課長等の職務遂行の補佐及び課等の事務を掌

理し、所属職員を指揮監督する。

(係長、主幹又は主査)

第 8 条 課等又は係に係長、主幹又は主査（以下「係長等」という。）を置く。

2 係長等は、職員をもって充てる。

3 係長等は、上司の命を受けて部下を監督し、事務を処理する。

(主任)

第 9 条 前 4 条に規定するもののほか課等又は係に必要な応じ、主任を置く。

2 主任は、職員をもって充てる。

3 主任は、上司の命を受けて事務又は技術に従事する。

(主事)

第 10 条 前 5 条に規定するもののほか課等又は係に必要な応じ、主事を置く。

2 主事は、職員をもって充てる。

3 主事は、上司の命を受けて事務又は技術に従事する。

(臨時の職)

第 11 条 臨時の職については、必要の都度別に定める。

#### 第 5 章 雑則

(補則)

第 12 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 13 年 3 月 5 日規則第 1 号)

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 4 月 1 日規則第 4 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 3 月 5 日規則第 2 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 11 月 27 日規則第 8 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 17 年 4 月 1 日規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 17 年 10 月 21 日規則第 16 号)

この規則は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 27 日規則第 3 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 3 月 20 日規則第 6 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 19 年 12 月 27 日規則第 16 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 2 月 24 日規則第 1 号)

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年 8 月 28 日規則第 7 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 3 月 1 日規則第 3 号)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 25 年 6 月 28 日規則第 17 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の木曾広域連合組織規則の規定は平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則 (平成 25 年 11 月 27 日規則第 18 号)

この規則は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 31 日規則第 1 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 4 月 1 日規則第 8 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 1 日規則第 9 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 4 月 1 日規則第 13 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。